

※この法令は廃止されています。

昭和九年勅令第三百三十一号

昭和九年勅令第三百三十一号（農業倉庫業法第十九条第二項ノ規定ニ依ル物品指定ニ関スル件）

農業倉庫業法第十九条第二項ノ規定ニ依リ物品ヲ指定スルコト左ノ如シ

沖繩県及鹿児島県ニ於テ生産セラレタル砂糖

附 則

本令ハ昭和九年法律第一号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和四七年五月二日政令第一五

九号）抄

この政令は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則 （平成二八年一月二九日政令第二

七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。